

さ情審査答申第119号
平成27年11月19日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年5月18日付けで貴職から受けた、「家庭ゴミ収集所に係わる申請書・南区南浦和3丁目850番地—1（地番）の北西、3ヶあり・浦和区本太3丁目、バイパス側道の緑地上にあり（新浦和橋より越谷方面）」（以下「本件対象行政情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年3月20日付け環資大第2396号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、当該行政情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。
- (2) 不存在は違法かつ不当。
- (3) 不存在の真否・当否を争う。
- (4) アーカイブズセンターの文書の確認もれ。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本開示請求に係る行政情報の対象となった「家庭ごみ収集所に係る申請書」（以下「申請書」という。）とは、「一般廃棄物（家庭ごみ）収集所に係る申請書」のことであり、市が家庭ごみを収集するまでの間、ごみを一時集積しておくための場所を、使用する市民で話し合っただけ、市に提出する申請書である。
- 2 実施機関では申請書はさいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）に基づき、文書の保管、保存及び廃棄までを行っており、文書管理規則別表第2種第6号に該当すると判断し、10年保存の文書として管理している。
- 3 開示請求に係る行政情報の名称及び内容に記載された「ごみ収集所」は現存しており、申請書は実施機関に提出されたと推測できるが、開示請求後に文書検索を行ったところ、該当文書はなく、文書保存期間の満了により廃棄されたものと判断した。
- 4 「アーカイブズセンター」は、歴史的・文化的価値を有する古文書、行政文書、刊行物などを収集・保存し知的資源として活用を図っており、市が廃棄を予定している文書の中から歴史的資料と認められる文書を引き継ぐものである。引き継いだ文書は条例第2条第2号ウにおける歴史的若しくは文化的な資料に該当するため、開示請求の対象となる行政情報には該当しない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、異議申立人が開示請求を行った「家庭ゴミ収集所に係る申請書・南区南浦和3丁目850-1（地番）の北西3ヶあり、浦和区本太3丁目バイパス側道の緑地上にあり（新浦和橋より越谷方向）」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象行政情報については文書管理規則に基づきファイリングシステムにて保存管理をしており、当該行政情報は文書管理規則別表第2種第6号に該当し、10年保存の文書として管理している。そのため文書保存期間満了により廃棄処分され存在しないとして、本件対象行政情報不存在による不開示決定を行ったところ、異議申立人は本件処分に対して、当該行政情報の開示を求め、本件異議申立てを行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 実施機関によると、本件対象行政情報は「一般廃棄物（家庭ごみ）収集所に係る申請書」のことであり、現在では、さいたま市ごみ収集所の

設置及び管理に関する要綱（平成21年さいたま市告示第702号）第13条に基づき、ごみ収集所を新規に作る場合に、実施機関に提出されるものである。実施機関は当該申請書を受付後、現地を確認して、収集等に支障がなければ設置の認可を行っている。実施機関においては、当該申請書は文書管理規則別表第2種第6号に該当すると判断し、ファイリングフォルダにて10年保存の文書として保存している。

- (2) ところで、異議申立人は、「不存在は違法かつ不当。不存在の真否・当否を争う」と主張しているので、本件対象行政情報が不存在であることの妥当性を検討する。
- (3) 実施機関の説明によると、当該申請書は、文書管理規則別表第2種第6号に該当すると判断し、10年保存の文書として管理している。当該申請書は、申請に関する文書のため、文書管理規則別表第4種第1号に該当し、3年保存の文書になると解されるが、実施機関は3年保存ではなく、文書管理規則別表第2種第6号に該当すると判断し10年保存が必要な文書としている。

そして、旧浦和市時代から、ごみ収集所の申請受付業務を実施機関で行っており、当時から同様の申請書が存在していた。申請書の受付を申請書の保存期間である10年以上前から行っており、本件開示請求に係る収集所も設置時に申請書が提出されたと推測されるとすれば、申請書は提出されたと推定されるが、保存期間である10年が過ぎたため廃棄されたとした実施機関の主張には合理性があり、十分な理由も示している。

- (4) なお、異議申立人は異議申立書において、「アーカイブズセンターの確認もれ」と主張しているが、「アーカイブズセンター」とは歴史的・文化的価値を有する古文書、行政文書、刊行物などを収集・保存し知的資源として活用を図っており、市が廃棄を予定している文書の中から歴史的資料と認められる文書を引き継ぐものである。そのため、引き継いだ文書は条例第2条第2号ウにおける歴史的若しくは文化的な資料に該当することから、開示請求の対象となる行政情報には該当しない。したがって、実施機関がアーカイブズセンターの文書を確認しなかったことは相当であり、申立人のこの主張は失当である。
- (5) 上記のとおり、申請書は保存期間が満了し、廃棄されたため存在しないという実施機関の主張には合理性があり、本件対象行政情報の存在を認める具体的な事情も存在しないことから、本件処分は妥当である。

3 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 5月18日	諮問の受理
②	同年 6月 3日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年 6月18日	審議
④	同年 7月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同年 10月15日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者

(五十音順)